

■「産学官連携による神戸の街並みPR動画制作業務」公募型プロポーザルに係る質問への回答

No.	該当ページ番号	質問内容	回答
1	実施要領・P1	「1. 業務の目的」に「若者」や「若手」と言ったワードがありますが、人によってその感覚は違います。今回のPR動画における若者・若手とは具体的に何歳～何歳までを示すのでしょうか。	本業務においては、10代後半～30代を示します。
2	実施要領・P2	「3. 応募者資格（4）」に「複数の事業者により構成される共同企業体での応募は認めない。」とありますが、神戸市内に本店を有するパートナー企業との参加も不可でしょうか。	再度本市で検討した結果、共同企業体を構成する全ての企業が神戸市内に本店を有する場合、参加を認めることとしました。それにあたり、実施要領の差替え及び参加申込期限の延長を行っておりますので、募集ページをご確認ください。
3	実施要領・P3	「6.（1）参加申請手続き」について、応募した事業者数や社名は公開されるのでしょうか。	応募した事業者数については、選定結果の公開の際に公開する予定です。社名については、委託候補者のみ公開する予定です。
4	実施要領・P3,4	「6.（3）企画提案書の提出」の動画構成案及びイメージ映像について、手持ちの資料では、企画案の出演者などの映像音声は望まれずテーマに応じたシノプス的なイメージ映像となりますが、よろしいのでしょうか。	イメージ映像を想定していますが、出演者などの映像音声が含まれていても問題ございません。
5	仕様書・P2	「4.（1）キャッチコピーの共同検討」について、打合せ：1時間x1回程度とありますが、必要であれば、市職員・学生と調整したうえで、若干の時間または回数を重ねもよいのでしょうか。	学生が対応可能であれば問題ございません。
6	仕様書・P2	「4.（2）動画の共同企画及び共同制作」について、「動画の出演者については、神戸電子専門学校の学生（声優・タレント学科）等を起用すること」とありますが、ターゲットと目的に合う場合は、電子専門学校と一緒に、別の学校生、外国人の若者の起用を含めていいのでしょうか。	問題ございません。
7	仕様書・P2	「4.（2）動画の共同企画及び共同制作」について、動画の出演者は最大10名程度を想定となっているが、学生が10名程度ということでしょうか。学生以外の出演者の人数制限等はあるのでしょうか。	学生以外の企業側で用意していただく出演者が10名程度ということになります。見積書作成の目安にさせていただくための記載となっており、実際には企画内容や学生の参加人数によって前後します。目安ですので、人数制限はございません。
8	仕様書・P2	「4.（2）動画の共同企画及び共同制作」について、企画会議や脚本制作に参加される学生はリアルで集まってもらうこともあり、回数などは適宜相談・調整して決めて良いのでしょうか。また打ち合わせ場所に神戸電子学内を使わせてもらう事は可能でしょうか。もしくは神戸市庁舎内の会議室などを借りることは可能でしょうか。	学生が対応可能であれば問題ございません。打ち合わせ場所については、基本的には神戸市庁舎内（三宮国際ビル）の会議室でお願いいたします。

No.	該当ページ番号	質問内容	回答
9	仕様書・P2	「4. (3) 映像の仕様①長さ」により、横長動画4本(60~120秒)、縦長4本(10~15秒)で指定されていますが、総集編については指示がありません。ア)、イ)の総集編は、どれくらいの長さを想定されていますでしょうか。	総集編についても他と同様に、「ア) 60~120秒」と「イ) 10~15秒」それぞれ1本ずつを想定しています。
10	仕様書・P2	「4. (3) 映像の仕様②本数」に4つの視点が掲載されています。しかし、動画だけで今回の目的を完結できる時代ではなく、WEBサイトとの連動がより重要と考えます。動画を見てさらに詳しく知りたい人をどこに誘導するのか?例えば観光の人ならFeel KOBEへ誘導するなど、各4つの視点における最終の受け皿となるWEBサイトを教えてください。	現在調整中ですが、WEBサイトに誘導する場合は、下記のとおりで考えております。 ①市外から旅行に来た大学生 ④海外から旅行に来た外国人 → <a href="#">Feel KOBE</a> ②就職を機に転出を考える若者 ③市外から出張に来た若手社会人 → <a href="#">こうべぐらし</a>
11	仕様書・P2	「4. (3) 映像の仕様②本数」について、制作本数は、①60~120秒:4つの視点動画x4+総集編x1=計5本、②10~15秒:4つの視点動画x4+総集編x1=計5本、③上記②の縦型5本、で間違いありませんでしょうか。	ご認識の通りです。
12	仕様書・P2,3	「4. (3) 映像の仕様②本数」には、合計10本となっていますが、「7. 成果物」には制作物2点となっています。この差はどう考えればよいでしょうか。	「7. 成果物」の制作物2点は、合計10本分(縦型含めば15本分)の①データと②DVDとなります。
13	仕様書・P2,3	神戸電子専門学校の学生との関わり方についてご質問します。「声優・タレント学科」の学生【起用】、「動画プロモーションコース」の学生が【参加】、「サウンド分野」の学生は【中心になって作成】となっており、それぞれの表現が異なっております。「声優・タレント学科」並びに「サウンド分野」における学生は、「仕事を依頼する」イメージで、「動画プロモーションコース」の学生は「ワークショップ」のようなイメージなののでしょうか。また参加する学生については、今回の関わりは、カリキュラム外になるのでしょうか?それともカリキュラムの一環として単位が付属するような形になるのでしょうか。	学生の関わり方について、 ・声優タレント学科には、演者として出演。実施企業にはディレクターとして演技の指示。 ・サウンド分野には、ロケでの音声収録やBGMの作成、MAを担当。実施企業には同じくディレクターとして指示。 ・動画プロモーションコースには、撮影や編集のメインは実施企業が担当、ワークショップのように指導いただきながら実践的な制作に関わる。 という形であればと考えております。 また、今回の関わりはカリキュラム外となりますが、MAについては授業内での実施を検討中です。
14	仕様書・P2,3	神戸電子専門学校の教員との関わり方についてご質問します。実際の撮影・編集だけでなく、ロケ班・シナ班なども、学生と一緒にいきたいと考えています。その場合、神戸電子専門学校の教員は同行するものとして考えてよろしいのでしょうか。また、学生への指示系統は、「企業」→「教員」→「学生」になるのか、「企業」→「学生」となるのでしょうか。	教員の関わり方として、状況によりませんが、教員の同行が基本となります。学生への指示については、状況によりませんが、「企業」→「教員・学生」となります。学生へ直接指示や指導をお願いしたいが、教員もそれを把握している状況が望ましいです。

No.	該当ページ番号	質問内容	回答
15	仕様書・P2,3	電子専門学校での録音、撮影、編集機材を学生が使用することはあると思いますが、双方の制作打合せ作業の際、制作者側が学校機材を使用することは可能でしょうか。 また学生の大まかな動員人数及び動員日数はどのくらいでしょうか。	学校機材の使用については、学内での使用は可能ですが、持ち帰っての使用は不可です。 また、授業カリキュラムでの使用がある場合など制限があることがあります。 学生の動員人数は、参加希望人数により前後しますが、企画：2～10名程度、出演：2～10名程度、撮影・編集：1～5名程度、音響：2～10名程度で考えています。動員日数は、企画：3日程度、出演：撮影日数分、撮影・編集：3日程度、音響：1週間程度（作業量により前後）で考えています。
16	仕様書・P3	「4. (3) 映像の仕様⑤音響」を見ると、映像と調和する効果的な音響を使用するとあり、「サウンド分野」の学生が中心となって作成とありますが、制作する映像には可能な限り「リアル」な音（出演者の音声や効果音）をと考えていますが、そうした部分についても実施企業の指示のもと、学生を中心に集音・編集・制作すると考えてよろしいでしょうか。	音については、実施企業の指示のもと、学生を中心に集音・編集・制作をいたします。出演者の音声や効果音についても同様です。 BGMについては3者（本市・実施企業・学生）で協議のうえ、「サウンド分野」の学生へどんな音を作成してもらいたいのか依頼する予定です。
17	仕様書・P3	「4. (4) 出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼」について、「出演者、協力者等」とは本プロジェクトに参加する神戸電子専門学校の学生は含まれるでしょうか。本プロジェクトに参加する神戸電子専門学校の学生への活動費（交通費など含む）はどのようにすればいいでしょうか。	含まれておりません（神戸電子専門学校の学生については、本市より交渉を行います。）。交通費など学生の活動費については、神戸市より支払う予定です。
18	仕様書・P3	「4. (5) 撮影①」について、スポーツ団体、商店街、公的施設、また営利施設等の撮影申し入れの際、神戸市より制作者へ指導的な援助、助言のご協力は存在するでしょうか。	必要に応じてご協力いたします。
19	仕様書・P3	「7. 成果物」について、納品データの動画サイズとビットレートの指定はあるでしょうか。	納品データの規定は以下の通りです。 ・動画サイズ（横型）16：9 （縦型）9：16 ・解像度：フルハイビジョン以上
20	仕様書・P3	「7. 成果物」について、本業務による動画制作物2点（データおよびDVD納品）とありますが、制作した10本（縦型含めると15本）を収めたダウンロード用データファイル1点とデータを書き込んだDVDを1点納品で2点という認識であっていますでしょうか。	ご認識の通りです。
21	仕様書・P3,4	「8. (1) 再委託について」について、臨時の撮影スタッフや楽曲制作のレコーディング等も含まれますでしょうか。	臨時にスタッフを雇用したり、スタジオを一時的に借りてレコーディングする等の場合は再委託にあたりませんが、例えば別の事業者へレコーディング作業を委ねる場合は再委託に当たります。